

本要領は、デザイン学研究学会誌「作品集」への投稿論文の査読の作業手順について、作品審査委員会、担当編集委員（作品審査委員）、専門審査委員（査読者）、および著者の役割を定めたものである。

1. 投稿の受理

作品審査委員会は、受付日と受付番号を記入した受領通知メールを著者に送付する。ただし、投稿に不備がある場合には、受理せずに返却する。

2. 担当編集委員の決定

作品審査委員会は、論文を受理した後、作品審査委員から担当編集委員 1 名を選ぶ。

3. 専門審査委員（以下、査読者）の選定

担当編集委員は投稿作品論文の専門分野を鑑み、2 名の査読者を推薦する。作品審査委員会は担当編集委員の推薦に基づき、各投稿作品論文の審査体制を決定する。選定する 2 名の査読者の専門分野は異なることが望ましい。担当編集委員は各査読者に作品論文と査読報告書を送付し、査読の依頼をする。査読者は、依頼を受けてから速やかに査読担当の諾否を担当編集委員に報告する。査読を承諾した場合、査読者は依頼を受けてから 30 日以内に査読結果を担当編集委員に査読報告書をもって報告する。査読者が依頼を拒否した場合、同様の手続きに従い、新たな査読者を選定して依頼する。

4. 査読

査読は、1 次審査、再査読が必要な場合、2 次審査において実施する。1 次審査において、査読者は作品論文を以下の A、B、C の一つに判定し、付随意見を査読報告書に記入し、担当編集委員に報告する。2 次審査の再査読は、1 次審査を担当した査読者が行い、A または C のどちらかで採否を判定し、付随する意見を報告する。査読者には 1 次審査の査読、および 2 次審査の再査読のみを依頼し、それ以降の査読は行わない。

A. 採録

B. 条件付採録 著者に修正を求めた上で再査読にて判定

C. 不採録

5. 査読の指針

5.1 デザイン学研究における作品集の位置付け

「デザイン学研究作品集」とは、デザインという〈もの〉づくり行為に内在する知のはたらき（以下、デザインの知のはたらき）を明らかにすることを目的とした論

文集である。「デザインの知のはたらき」とは、デザインする対象の問題をわかっていく試行錯誤と、その工夫を社会に開くことから得た学びに基づいて、再びデザインの問題を問い直しながら〈もの〉づくりを進める思考と行為の連関体系のことを指す。

尚、本作品集では〈もの〉の概念について次のように定義する。〈もの〉という表現は、物理的側面としての「物」と、精神的・経験的側面としての「者」を含む広義の概念であり、場合によっては「こと」=出来事や経験の作用も含意される。一般に、科学的・実証的アプローチは、対象の客観的・物理的な側面を分析し、再現可能な知として蓄積する点に強みがある。しかし、デザインという営みは、そうした三人称的アプローチのみによって理解されるものではない。デザインの現場には、づくり手自身の眼差しや感受、また、つくられる〈もの〉から返される応答や抵抗といった、主観と客観が交差する複層的な知の構造が存在する。作品集では、そうした〈もの〉づくりにおける物理的側面（形状、素材、構造、機能など）と精神的側面（意図、意味、感情、関係性など）を切り離さずに捉え直す視座として、「デザイン行為の認知」を学術的（自然科学・人文社会学の両面を含む広義の意味で）に解明する立場を重視する。

5.2 査読にもとめられる心構え

作品集における「作品論文」は、三人称的な実証にとどまらず、つくる主体（デザイン行為者）とつくられる対象とのあいだに生じる相互作用や応答性、そしてそれが第三者や社会との関わりの中でどのように機能するのかを含め、二人称的・間主観的なアプローチによってデザインの知を描き出すものである。その意味で、査読者には、づくり手（投稿者）の〈ものづくり〉に内在する知がどのように働いているのかを、二人称的 1)・間主観的 2) な視点から洞察することが求められる。そして、作り手自身がまだ言語化しきれていないデザインの本質的な「問い」を見出し、それを「問い直し」へと導く役割を担うことが期待される。

※ 1. 二人称的アプローチとは：デザイン対象（人間／非人間）が出会う関係の中で、相互的なコミュニケーションを通じた経験からの学びを理解しようとするアプローチ

※ 2. 間主観とは一人称と三人称のあいだに立ち、他者の視点を一人称的想像に基づいて理解しようとする姿勢のこと

上記の考え方を前提として、査読者は下記に示す「デザイン学研究・作品集」投稿規定 第 4 条（2）にて定められた内容に基づいて作品を審査すること。

作品の論述内容 投稿規程 4 条（2）

作品論文とは、自らが創作した又は創作に参加した作品に関して、成果およびそのデザインプロセスに関する省察を論述したものである。すなわち、成果の具体的な内容と目的、その造形性、先見性、独創性、社会性などへの言及とともに、デザイン展開プロセスの構成とそれを展開した行為と思考の特性について論述されていること。合わせてそれらがデザイン学として価値ある知見を含んでいること。また、萌芽的なデザインであっても、成果物が先進性や独創性に富み、その展開プロセスに関する新しい探求や価値ある考察があり、その発展性が大いに期待できるものであることが求められる。

5.3 査読における評価の考え方

査読にあたっては、以下の点を考慮して総合的に評価する。

- 作品（図または作品ムービー）の論述によって、既存のデザイン観（デザインの見かたや考えかた）を変えうる、あるいは更新する造形性、先見性、独自性、社会性などを読者に提示できているか。
- デザイン制作における構想実現の知的営みを明らかにする研究論文として内容が一定の水準に達しているか。
- 関連研究との比較が十分なされた上で、デザイン知のはたらきが論理的に明らかにされているか、あるいはデザイン理論モデルの応用可能性が提示されているか。
- 他のデザイン実践者、実務者にとっての制作および研究の遂行に有益か。
- 内容上誤りや脱落がないか、不要・冗長な箇所がないか。
- 専門分野を超えて研究価値が伝わる記述となっているか。
- 表記や文法の誤りがないか、文章の構成が妥当か。表現がわかりやすいか。
- 本作品がデザイン学研究作品集として取り上げべき質、意義があると言えること。

これらに関して重大な不備がある場合は、それについて付記した上で、C（不採録）と判定する。

6. 査読結果の扱い

担当編集委員は、査読者からの報告に基づき、以下のいずれかの措置をとる。

- 両査読者とも A（採録）と判定した場合は採録、また B（条件付採録）判定の場合は、著者に必要な修正を求め、2次審査における再査読で修正を確認した上で採否を判定する。著者は 30 日以内に修正

を行なうものとする。

- 両査読者とも C 判定の場合、不採録とする。
- 査読の結果、判定が A と C または B と C に分かれたときは、1次審査では作品審査委員会が査読指針に基づいて A、B、C のいずれかの判定を採用する。2次審査においても判定が分かれた場合は、新たに第3査読者を選定して査読を依頼するなど、作品審査委員会において判定方法を決定する。第3査読者、あるいは作品審査委員会は、1次審査と2次審査の査読結果を参照の上、A（採録）または C（不採録）により、最終的な採否判定を行なうものとする。

なお、担当編集委員は、必要に応じて作品審査委員会を経ずに著者に照会を行うことができる。2次審査における採録または不採録の判定に関しては、担当編集委員が、査読者から提出された査読結果のコメントに対する統合的所見をまとめた上で、作品審査委員会に報告し合議の上、対応を決める。

7. 採否の決定

担当編集委員は、判定報告にあたり、それまでの作品論文の全部の版と全査読報告を作品審査委員会に提出する。作品審査委員会は、担当編集委員からの報告に基づいて論文の採否を決定し、著者に結果を通知する。

8. 匿名性

著者に対しては査読者の氏名を知らせない。

9. 著者からの連絡等

著者からの問合せや投稿取り下げの連絡は、原則として作品審査委員会（事務局）が対応する。

10. 担当編集委員が著者の場合

担当編集委員は、自分が著者である論文に関する議事には参加しない。

11. 作品審査フロー／スケジュール

作品審査委員会および専門審査委員（査読者）、著者は、年次ジャーナルである作品集の年度内刊行を下図に示す審査フローに従って進めるものとする（次頁）。

12. 本規定の施行・改正

本規定は、令和 7 年 6 月 27 日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、作品審査委員会が行う。

作品審査フロー／スケジュール

